

当社では、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定し、育児と仕事を両立しながら働くことができる環境の整備を進めています。

## 株式会社カナエ行動計画策定

すべての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について、妊娠から出産・育児期間の支援と、家庭で子供との時間を多く持つことができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1 下記の間において、中学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合、当該子が 7 月 1 日～8 月 31 日の期間、一人当たり 3 日の年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

平成 29 年 7・8 月：子供が夏季休暇に入る 2 ヶ月の期間、有給休暇取得促進を啓発する。

平成 30 年 7・8 月：子供が夏季休暇に入る 2 ヶ月の期間、有給休暇取得促進を啓発する。

平成 31 年 7・8 月：子供が夏季休暇に入る 2 ヶ月の期間、有給休暇取得促進を啓発する。

目標 2 各部門内で、有給休暇取得が重ならないよう調整のうえで、土日・祝日等に有給休暇を合わせて、連続休暇の取得を推進する。

<対策>

平成 29 年 4 月～ 土日やゴールデンウィーク、夏休み期間等に合わせて、有給休暇を取得することで、連続した休暇取得を推進する。

目標 3 平成 32 年 3 月 31 日までに、男性社員の育児休暇等の取得について、3 名以上の実績を作る。

<対策>

平成 29 年 4 月～ 年に 3 回、社内報を通じて男性の育児休業に関する内容や、育児休業等に関する会社の制度についての記事を掲載し、周知・啓発する。また育児休業等の利用者が出た場合は体験談等を掲載し、更なる利用を推進する。

目標 4 従業員の心身の健康維持と、自己啓発や家族との時間を多く持つことができるように、時間外労働を前年の 10%削減する。

<対策>

平成 29 年 4 月～ 各部署でのノー残業デーを月 2 回設ける。

または、個人のノー残業デーを月 2 回設ける